

産業建設常任委員会審査日程

日 時 平成27年6月19日(金)
午前10時～
場 所 第1委員会室

付議事項

- 1 議案第59号 山陽小野田市中小企業振興基本条例の制定について

○産業建設委員会（6/15）での「中小企業振興基本条例」審議における指摘事項について（回答）

- 1 前文中の「デフレ」の表現は、現時点の経済状況とあっていない。中長期的に考えると、条文中にこの表現は、なじまないのではないかと。
→「デフレ」は、中小企業の経営に影響が大きい要因であり、また現在の経済状況は「デフレ脱却」までは言えない状況であるため、前文に明記しましたが、現在、デフレ傾向が軽減しつつありますので、この表現を削除します。
- 2 第1条（目的）中に「関係機関等」、第2条（用語の定義）中には「関係団体等」と2つの表現がある。
→条文中に「関係機関等」と「関係団体等」の表現が混在しているため、この表現を「関係団体等」に統一します。
- 3 第4条（基本方針）で、第一次産業や観光の位置づけを条文に明記すべきである。
→本条例は中小企業振興における基本条例であるため、方向性を明記するものであり、具体的な事項については、推進計画で示すため、条文には明記していませんが、今後策定する推進計画に盛り込んでいきます。
- 4 第5条（市の責務）の第2項について、見出しが「市の責務」にも関わらず「…実施に努めるものとする」という表現になっているが「…実施するものとする」という表現がよいのではないかと。
→第5条第2項は、市の責務であり、「…実施に努めるものとする」を「…実施するものとする」に修正します。
- 5 第7条（大企業者及び関係団体等の協力）、第8条（市民の理解及び協力）の見出しについて、「協力」としているが「役割」にすべきでないかと。
→大企業者及び関係団体等や市民と中小企業振興に係る事項については、義務ではなく協力としているため、「役割」ではなく「協力」という表現にしています。
また、中小企業者については、中小企業自らが取り組む必要があるため、「役割」としています。
- 6 財政上の措置について、規定すべきでないかと。
→財政上の措置については、第5条の市の責務で「中小企業の振興施策を総合

的に行うものとする。」とあり、本市の中小企業振興に係る事業については、市として予算措置を行うことを包含しています。

中小企業振興については、市として、これまで予算措置を行い、取り組んできており、条例制定後においても、同様であるため、別に規定はしていません。

7 審議会の設置、公表、条例の見直しについて、規定すべきでないか。

→審議会の設置については、パブリックコメントの回答や第5条の逐条解説で明記しているとおり、協議会を設置して開催し、必要な調査や研究、検証を行うとともに、計画の実施状況については、公表するものとしています。

条例の見直し規定については、定めていませんが、経済・社会情勢に大幅な変化があれば、適宜、見直しを行うことを考えています。

8 第7条（大企業者及び関係団体等の協力）について、関係団体等とは、商工団体、金融機関、大学、学術研究機関としているが、それぞれの協力対応は異なるため、関係団体としてまとめずに、それぞれの協力・役割について明記してはどうか。

→本条例は、本市の中小企業の振興に関する基本的な方向性を示した理念条例であり、できるだけ分かりやすい表現としています。そのため、中小企業の振興における関係団体等の協力についても、基本的な方向性を簡潔に示しています。それぞれの協力・役割については、推進計画に盛り込んでいきます。

9 循環型社会は重要なので、文言を条例に加えるべきでないか。

→中小企業振興を図るためには、循環型社会の形成は必要であるため、前文中の「中小企業の振興は、本市経済の発展に大きく関わり」中に「循環」の文言を追加し、「中小企業の振興は、本市経済の循環や発展に大きく関わり」に修正します。

10 第5条（市の責務）の第1項で「…、中小企業の振興施策を総合的に行う…」とあるが、「計画的に」という表現を加えて、「…、中小企業の振興施策を総合的かつ計画的に行う…」として、具体性を加味した条文にしてはどうか。

→本市の中小企業の振興施策は、推進計画を策定し、総合的かつ計画的に行うものであるため、第5条（市の責務）の第1項の条文に「計画的に」の表現を加えます。

11 第4条（基本方針）の第4号の逐条解説中の「人材育成」という表現について、後継者の育成を図るものであるため、「後継者育成」という表現に変更

してはどうか。

→第4条（基本方針）の逐条解説にある第3号の人材育成は、中小企業者が従業員の育成を行う主旨であり、第5号の人材育成は中小企業者の後継者を育成するものです。分かりやすい解説とするため、第5号の「人材育成」を「後継者育成」に修正します。